

熊本市税条例等の一部改正について

熊本市税条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第 1 条 熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 27 条中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 28 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 28 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 28 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 32 条の 7 第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 33 条第 1 項第 5 号中「疾^{べい}い」を「疾病」に改め、同条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 36 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「法令」を「、法令」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第40条の7第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第40条の8の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第50条第1項中「次」を「、次」に、「その」を「、その」に改め、同条第4号中「前各号に定める」を「前3号に掲げる」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第50条第2項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改める。

第54条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第66条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第67条第1項ただし書中「発生の日既に」を「が発生した日前に」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第68条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第68条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第76条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第76条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第78条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第80条第1項中「第78条第2項」を「第78条第3項」に改める。

第108条第6項中「第36条第6項」を「第36条第7項」に改める。

第114条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のた

だし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第144条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第146条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「までの」を「まで、第61条又は第62条の」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第

15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第10条の5第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の2第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第19条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第19条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第20条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第20条の4の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第21条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法」を「第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第22条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等の期間)

第23条 第7条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 熊本市税条例の一部を次のように改正する。

第14条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第14条の2中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第18条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第24条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第24条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第32条の7第10項から第12項まで」を「第32条の7第9項から第16項まで」に改める。

第24条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第32条の7第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321

条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第32条の9第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人

税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第34条第4項から第6項までを削る。

第76条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第21条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の5の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 熊本市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第4号）の一部を次の

ように改正する。

第3条中熊本市税条例第19条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第9条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熊本市税条例第76条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中熊本市税条例第19条第1項第2号、第27条及び第28条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定、第2条中同条例附則第10条、第10条の2第18項及び第21条の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中熊本市税条例第76条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中熊本市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規

定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第１２号）附則第１項
第１号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日
（延滞金に関する経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）附則
第３条の２の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延
滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例に
よる。

（市民税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、
令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人
の市民税については、なお従前の例による。

２ 新条例第１９条第１項（第２号に係る部分に限る。）、第２７条及び第２８条の
２第１項の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和
２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３ 令和３年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２８条の２第１
項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、
「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２
年法律第５号）第１条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第２９２
条第１項第１１号に規定する寡婦（旧法第３１４条の２第３項の規定に該当するも
のに限る。）又は旧法第２９２条第１項第１２号に規定する寡夫である第１８条第
１項第１号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

４ 新条例第２８条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」
という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び
同条第２項に規定する申告書について適用する。

５ 新条例第２８条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税
法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法
第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第
２８条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

第４条 附則第１条第４号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例の規定中法人の
市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「４号

施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第36条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第21条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 熊本市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第78号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第10条 熊本市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 熊本市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第37号)の一部を

次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 熊本市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 熊本市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中

「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。